

令和7年度 G/Jpn I グランドボーナス事業 褒賞金交付要領

令和7年4月8日 制定

第1 G/Jpn I グランドボーナス事業は、地方所属の有力馬のダートグレード競走への転戦を促すことを目的に実施する。

第2 G/Jpn I グランドボーナス事業に係る褒賞金の交付については、この要領の定めるところによる。

第3 褒賞金は、ポイント対象競走（次の号に掲げる地方競馬で実施されるG/Jpn I 競走をいう。以下同じ。）に出走（真正な発走合図を受けることをいう。以下同じ）し、付与されたポイント（別表1から別表5までの種類別に定めた着順および条件に応じて付与されるポイントをいう。以下同じ。）の合計が第1位から第10位までの順位となった馬の地方馬主及び地方所属調教師に対し、別表6の褒賞金を地方競馬全国協会より交付する。

（1）令和7年度地方競馬で実施される2歳限定戦を除くG/Jpn I 競走

競走名	実施場
川崎記念（Jpn I）	川崎
羽田盃（Jpn I）	大井
かしわ記念（Jpn I）	船橋
東京ダービー（Jpn I）	大井
さきたま杯（Jpn I）	浦和
帝王賞（Jpn I）	大井
ジャパンダートクラシック（Jpn I）	大井
マイルチャンピオンシップ南部杯（Jpn I）	盛岡
JBCレディスクラシック（Jpn I）	船橋
JBCスプリント（Jpn I）	船橋
JBCクラシック（Jpn I）	船橋
東京大賞典（G I）	大井

（2）なお、令和7年度に実施される全日本2歳優駿については、令和8年度における本事業のポイント対象競走とする。

2 ポイント対象競走出走時に地方所属馬でない馬については、ポイント付与の対象としない。また、地方所属馬であっても、次の各号のいずれにも該当しない馬については、ポイント付与の対象としない。

（1）当該競走の前日から起算して過去1年以内にG/Jpn I 競走で6着以内となった馬。

（2）当該競走の前日から起算して過去1年以内に重賞競走もしくはJRAオープン競走で4着以内となった馬。

（3）ポイント対象競走の優先出走権が付与される競走で4着以内となった馬。

3 本条第1項の規定により第1位から第10位までの順位となった馬の馬主又は調教師がポイント対象競走が実施されている期間中に変更となった場合、当該馬が地方所属馬として、最後に出走したポイント対象競走時点の馬主及び調教師に褒賞金を交付する。

第4 ポイント合計が同じ場合は、当該複数の馬を同位とする。この場合において、当該順位から同一順位となった馬の数に相当する順位までに交付すべき褒賞金の合計を、同一順位となった馬の数により等分して交付する。等分した金額が馬主200万円、調教師100万円をそれぞれ下回る場合、同一順位となった全馬の馬主に200万円、調教師に100万円を交付する。

第5 この要領に定めるもののほか、褒賞金の交付に関し必要な事項は別に定める。

【別表1】地方競馬で実施されるJpn I 競走

着順	出走した場合(失格を除く)	取り止め	出走取消・競走除外・失格
ポイント	1	1	0

【別表2】地方競馬で実施されるJpn I 競走
(別表1のポイントに別途加算)

着順	地方馬最先着	地方馬内2位	地方馬内3位
ポイント	3	2	1

【別表3】地方競馬で実施されるG I 競走

着順	出走した場合(失格を除く)	取り止め	出走取消・競走除外・失格
ポイント	2	2	0

【別表4】地方競馬で実施されるG I 競走
(別表3のポイントに別途加算)

着順	地方馬最先着	地方馬内2位	地方馬内3位
ポイント	6	4	2

※別表2、4において、同着時のポイントは案分せずにそのまま付与する。

※取り止めに係るポイントは、当該競走の出馬表確定後に取り止めとなった場合において、出走すべき馬となっていた馬に対して付与する。なお、当該競走が代替実施された場合、当該競走の取り止めに係るポイントは付与しない。

【別表5】3歳ダート三冠競走(羽田盃・東京ダービー・ジャパンダートクラシック)皆勤ボーナス

出走	3歳ダート三冠競走すべてに出走した地方所属馬
ポイント	3

※3歳ダート三冠競走のいずれかで失格となった場合、3歳ダート三冠競走皆勤ボーナスは付与しない。

【別表6】褒賞金一覧

地方馬主		地方所属調教師	
1位	2,000万円	1位	1,000万円
2位	1,800万円	2位	900万円
3位	1,600万円	3位	800万円
4位	1,400万円	4位	700万円
5位	1,200万円	5位	600万円
6位	1,000万円	6位	500万円
7位	800万円	7位	400万円
8位	600万円	8位	300万円
9位	400万円	9位	200万円
10位	200万円	10位	100万円

※同一順位の場合は、当該順位から同一順位となった馬の数に相当する順位までに交付すべき褒賞金の合計を、同一順位となった馬の数により等分して交付する。等分した金額が馬主200万円、調教師

100万円をそれぞれ下回る場合、同一順位となった全馬の馬主に200万円、調教師に100万円を交付する。